

紛争処理と弁護士へのアクセス

—— 法使用行動調査データの分析 ——

武士俣 敦*

目 次

- 1 はじめに
- 2 法使用行動調査の概要
- 3 弁護士利用者の特徴
- 4 弁護士への相談行動のパターン
- 5 むすびに代えて～アクセス・パターンの要因連関

1 はじめに

法化が進行しつつあるといわれる現代日本の社会において、紛争ないし重大なトラブルに直面した市民がどのような行動をとり、それが司法とどのようにかかわっているかという問題は、この間の司法改革の動きともかかわる重要な研究課題である。本稿は、紛争ないし重大なトラブルに遭遇した市民の法使用行動のうち、弁護士の使用、不使用にかかわる局面を対象として、全国の一般市民にたいする実態調査から得られたデータにもとづいてどのような人が、どの程度、そしていかに弁護士を使用しているか、その現状の定

* 福岡大学法学部教授

位を試みるものである¹。

本稿の考察の対象は、第1に、現代日本で紛争ないし重大なトラブルを経験した人たちがとる弁護士への相談行動である。すなわち、ここでは訴訟行動における弁護士利用ではなく、紛争の発展段階という観点からみたときの比較的早期の段階に着目した、市民にとっては一つの選択肢としての弁護士利用行動の分析となる。第2に、弁護士利用といっても、弁護士事務所における弁護士利用を対象とする。人々は助言を求めてさまざまな専門機関や専門家を利用するわけだが、いうまでもなく、弁護士は法の専門職業家として行政機関や民間の諸団体などとは制度的にはっきりとした差異があるし、紛争ないし重大なトラブルへの対処のために弁護士事務所を訪れて相談することは、自治体の法律相談や弁護士会の法律相談で弁護士を利用することとは異なる独自の意味があるように思われる。

以下では、まず、本稿の分析対象となるデータを収集した調査の諸前提や方法について説明する。第2に弁護士利用者と利用しない紛争経験者の対比を通じて、紛争ないし重大なトラブルの類型、利用者の社会経済的背景など、一定の側面における弁護士利用者の特徴を探る。これにより、市民の紛争対処行動および法使用行動における弁護士利用の位置を素描する。第3に、弁護士への相談行動の継時的プロセスを、紛争ないし重大なトラブルの類型、利用者の社会経済的背景、弁護士への期待など考えられる主な説明要因に即して分析する。これにより弁護士へのアクセスの継時的パターンが記述されるとともに、その原因について考察する。そして最後に、紛争ないし重大な

¹ 法使用とは、法行動の1つのタイプであり、その代表的な定義によれば、それは「社会を構成する個人や組織が、自己の直面している法律問題に対処するために問題の法的処理のために用意されている制度的なしくみを利用すること」である（六本 2004：60）。だが、本稿ではもう少し広い意味で「法使用」という言葉を用いる。すなわち、経験された問題が必ずしも法律問題として自覚されていない場合を含み、また、裁判所や弁護士などの利用や特定の法律の援用などの行為に限らず、民間の専門家・専門機関の利用行動を含むものとしている。

トラブル処理における弁護士への相談行動という、これまでの研究ではあまり取り上げられることの少なかった局面における弁護士の役割ないし機能に光をあてることを試みたい。

2 法使用行動調査の概要

（1）調査の目的

本稿の叙述で用いられるデータを収集した実態調査について述べる。この調査は文部科学省科学研究費補助金を受けて企画・実施された大規模共同研究プロジェクトの一部をなしている²。このプロジェクトの全体は「紛争行動調査」、「法使用行動調査」、および「訴訟行動調査」というそれぞれ固有の目的をもつ3つの全国調査からなっていて、それぞれに別々の研究チームが組織され、一定の理論的な関連づけをもちつつ、別個に調査が実施された³。本稿で使用されるデータはこのうち「法使用行動調査」によって収集されたものである。

「法使用行動調査」の目的は、端的に言えば、現代日本において少なくとも潜在的に法的な性質を有する紛争ないし重大なトラブルを経験した市民がとるそれらの紛争ないし重大なトラブルの解決行動の有り様を解明することである。そのための作業課題はつぎのようになる。第1に、市民がどのような紛争ないし重大なトラブルをどれだけ経験しているかを探る。第2に、それらの紛争ないし重大なトラブルの解決のためにいかなる対応行動をとったかを明らかにする。第3に、そうした対応行動の中で何らかの専門家・専門

² 文部科学省科学研究費補助金・特定領域研究（領域番号607）（代表・村山真維明治大学教授）。プロジェクトの名称は「法化社会における紛争処理と民事司法」（通称は「民事紛争全国調査」）である。

³ この3つの調査は、民事紛争の発生とその処理過程の全体を、問題経験から紛争の発生、第三者機関への相談、そして訴訟提起から判決という3つの段階に区分したときの各段階に対応している。

機関への相談行動に焦点をあて、どのような紛争ないし重大なトラブルについてどのような専門家・専門機関がどれだけ利用されているか、またそれらにたいする評価はどうかを明らかにする。なお、ここにおいて紛争処理と民事司法との関係の如何という視角からは、弁護士と司法書士という法専門家への相談行動が独自の焦点として区別される。第4に、そうした相談行動に関連する社会構造的要因を探求して法使用行動の理解を深めるとともに、現状の問題点と課題を明らかにすることである。

以上のような作業課題を遂行すべく、調査が設計され、実施された。この調査によって市民の法使用に関する広範なデータが収集されたが、そのうち本稿で扱われるデータは弁護士という法専門家の使用にかかわるデータに限定される。

(2) 調査の設計

では、調査のデザインについて以下の叙述に必要なかぎりですら簡単にふれておきたい⁴。まず、調査の内容面についてである。市民によって経験された紛争ないしトラブルの内容がどのようなものであるかを定量的調査によって把握するために、あらかじめ調査票において紛争ないしトラブルの種類をカテゴリー化した。それらは付録1に示すとおりである。この全部で14カテゴリーにおいて市民が経験した問題の中でもっとも重大であったものとして回答したものが、ここでいう紛争ないし重大なトラブルである。以下では、簡単のためこれを「紛争」と呼ぶことにする⁵。

この意味で経験された紛争への対応行動は3つのタイプに類別された。すなわち、①何らかの専門家・専門機関に相談したか、②それ以外の行動をとったか、③何の行動もとらなかったか、これら3つのいずれかである。そ

⁴ 詳細については単純集計や調査票を含めて、『法使用行動調査基本集計書』に記載されている(樫村 2008)。

して、①のタイプの行動、すなわち、専門家・専門機関への相談行動を法使用行動と概念化した。このような意味での法使用行動の定量的把握のために、あらかじめ調査票において特定の専門家・専門機関のリストを用意した。それらは付録2に示されている26の専門家・専門機関である。これらの各専門家・専門機関の利用度の測定にとどまらず、どのように利用されたかについても探った。すなわち、その存在を知るに至った経緯、利用にかかった時間的、金銭的コスト、そこに相談した目的などである。また、複数の専門家・専門家を利用した場合には利用の時間的順序についての情報も収集した。

つぎに調査の実施方法の面について述べる。この調査は日本人の法使用行動を探るためのものであるので、母集団は全国に居住する満20才以上70才未満の個人である。標本数は11,000人で、全国600地点から層化二段無作為抽出法で抽出された⁶。調査対象者を調査員が訪問し、直接対面して調査票にもとづいて調査事項を聴取した。実施時期は2006年3月から5月にかけてであった。調査票では過去5年間に経験した紛争の有無が問われているので、収集された紛争のデータは一応2001年2月頃から以降の出来事ということになる。結果として、調査を完了したのは5330人で、回収率にすると48.5%であった。

⁵ ここでは「紛争」の意味範囲はかなり広がっていることに留意されたい。調査の質問票では「最近5年間にあなたのまわりで起きた「トラブルや納得できないこと」の中でもっとも重大だったもの」という表現で拾い上げられたものである。紛争の代表的な定義の一つである「対立の一方当事者Aが、相手方Bに対して、Aの欲求実現に不利なBの行為を妨げ、有利な行為が行われるよう、Bに対する影響力を行使しようとし、Aのこのような行為にBが同様な働きかけを行う時、両当事者のこれらの相互行為からなる社会過程」という六本（2004：48）の定義と照らし合わせると相互行為性の度合が希薄または不明確なケースも含まれる可能性がある。

⁶ 標本抽出のためのサンプリング台帳は選挙人名簿を原則とし、それが閲覧できない場合に住民基本台帳が使用された。

3 弁護士利用者の特徴

回収標本データの5330ケースのうち、紛争経験ありと回答したのはその内の1850ケースであった。これら1850件の紛争ケースのうち、弁護士事務所では弁護士が利用されたのは71ケースで、比率にして3.8%であった⁷。弁護士も含めて何らかの専門家・専門機関を利用したケースは利用の有無別では515ケースであるが、個々の専門機関等ごとの利用ケース数を合計すると延べで696ケースになる。すなわち、ひとつのケースで複数の相談機関等が利用されているということである。

そこで、弁護士利用と他の専門家・専門機関の利用との関係をアクセスの順序関係でみると、最初の相談先として弁護士が選択されたのは515ケース中36ケース（7.0%）で、最初に相談がなされた26機関中の5番目の多さであった。2番目の相談先として弁護士が選択されたのは135ケース中24ケース（17.8%）で、2番目に相談がなされた20の専門家・専門機関の中でもっとも多かった。それ以上に相談先があった場合の最後の相談先として弁護士が選ばれたのは41ケース中10ケース（24.4%）で最後に相談がなされた13の専門家・専門機関中でもっとも多かった⁸。

弁護士へのアクセスの継時的パターンの詳細は後に検討することにして、ここでは、弁護士利用行動それ自体を、法使用行動全体ないし紛争行動全体

⁷ ちなみに、弁護士利用の別の形態である弁護士会または法律扶助協会の法律相談を利用したケースは17ケース（0.9%）、自治体の法律相談を利用したケースは44ケース（2.4%）であった。なお、この事務所での弁護士利用率に関して、本調査とほぼ同時期におこなわれた「民事紛争全国調査」の別プロジェクトである「紛争行動調査」でも同様のデータが得られている。それによると、問題経験者2244人中弁護士を利用したのは128人で、比率にして5.7%であり、本調査のそれより若干高い（村山・松村 2006：286, 318-322）

⁸ ちなみに、弁護士は3番目の相談先としては41ケース中6ケース（14.6%）で、全14機関中の1位、4番目の相談先としては12ケース中4ケース（33.3%）で、全7機関中1位であった。この他に、弁護士が唯一の相談機関として利用されたケースが1件あった。

の中に位置づける作業をおこなう。具体的には、弁護士利用者と弁護士以外の他の相談機関等利用者全体との比較、および弁護士利用者以外の紛争経験者全体との比較を通して弁護士利用者の特徴を探求し、素描する。比較の焦点としては以下の側面を取り上げる。すなわち、弁護士利用がなされた紛争の内容やその文脈はどのようなものか、弁護士利用者の社会的属性や背景はどのようなものであるか、その紛争への対応にあたって弁護士利用者はどのような関連行動をとっているか。以下、順番にみていくが、総数71ケースからなる弁護士利用者のグループを弁護士利用者群と呼び、その対照群となる弁護士以外の相談機関・専門家等の利用者のグループを相談機関等利用者群、そして弁護士利用者を除いた紛争経験者全体を紛争経験者群と呼ぶことにする。相談機関等利用者群は総数444ケースであり、紛争経験者群は総数1779ケースである⁹。

3-1. 弁護士が使用された紛争の特性

(1) 紛争類型

調査票で用意された14の紛争類型のうち、学校にかかわる紛争と対行政の紛争を除いた12類型で弁護士利用が見いだされた。その中で弁護士利用がもっとも多いのは家族・親類関係の紛争で、約4分の1を占めている。ついで、事故・犯罪、近隣関係、それに事業関係の紛争¹⁰が同程度で続く。対照的に商品・サービス、金銭、通信¹¹、それに病院関係の紛争では少ない。こ

⁹ 相談機関等利用者群の総数、および紛争経験者群の総数の中には自治体の法律相談、および弁護士会・法律扶助協会の法律相談を利用したケースが含まれている。これらのケースも弁護士を利用しているわけであり、厳密な比較のためには相談機関等利用者群、および紛争経験者群から弁護士が関与する自治体法律相談と弁護士会・法律扶助の法律相談のケースを除外して分析する必要性も考えられる。除外した場合には、相談機関利用者群の総数403人となり、紛争経験者群の総数は1738人となる。ただ、分析の結果からは除外しなくても除外しても違いが出なかったため、本文中のデータの提示においては各群とも除外しない値を総数として挙げている。

のような分布は弁護士利用者群の特徴を示しているのであろうか。表3-1-1により、相談機関利用者群、および紛争経験者群との対比を通して探ってみよう。

表3-1-1

紛争のタイプ	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
商品・サービス	3	4.2	21	4.7	209	11.7
金銭	3	4.2	11	2.5	43	2.4
不動産購入等	4	5.6	8	1.8	67	3.8
不動産賃貸借	6	8.5	16	3.6	54	3.0
通信	3	4.2	104	23.4	527	29.6
職場	5	7.0	25	5.6	128	7.2
病院	2	2.8	15	3.4	103	5.8
学校	0	0.0	14	3.2	50	2.8
近隣	8	11.3	49	11.0	208	11.7
家族・親類	17	23.9	21	4.7	58	3.3
事故・犯罪	9	12.7	134	30.2	198	11.1
行政	0	0.0	9	2.0	75	4.2
事業	8	11.3	11	2.5	40	2.2
その他	3	4.2	6	1.4	19	1.1
合計	71	100.0	444	100.0	1779	100.0

まず、相談機関等利用者群の分布と比べてみよう。相談機関等利用者群でもっとも多い紛争は事故・犯罪で約3割を占める。その次が通信関係紛争で25%前後である。弁護士利用者群で割合の大きい家族・親類関係の紛争はわずか4.7%である。事業関係の紛争も2.5%と弁護士利用者群と比べて大きく割合が下がる。他方、近隣関係紛争は両方の群のいずれにおいても約1割と一定である。このような分布の差異は相談機関等利用者群において自治体法

¹⁰ 事業関係の紛争とは、調査票の「あなたやご家族が経営する事業や勤め先の仕事に関して、取引先や顧客やその関係者などとのあいだで「トラブルや納得できないこと」がありましたか」という質問への回答に対応している。

¹¹ 通信に関する紛争とは、調査票の「郵便、電話、インターネット、電子メール、携帯メールなどで迷惑を受けるような「トラブルや納得できないこと」がありましたか」という質問への回答に対応している。

律相談の利用者と弁護士会等の法律相談の利用者を除外して比較した場合でも変わらない。

つぎに、紛争経験者群と比べてみよう。紛争経験者全体でみると、通信関係の紛争がもっとも多く、約3割を占める。弁護士利用者群では少なかった商品・サービス関係の紛争が1割強と多くなっている。対照的に、弁護士利用者群では1割強あった事業関係紛争が少ない。両グループを通じて変わらずに一定割合を占めているのは事故・犯罪と近隣関係紛争である。このような分布の差異は紛争経験者群において自治体法律相談の利用者と弁護士会等の法律相談の利用者を除外して比較した場合でも変わらない。

要するに、割合でみると、家族・親類という紛争類型は弁護士利用者群では出現頻度が高いが、相談機関等利用者群でも紛争経験者群でも弁護士を利用しないグループではかなり低い。対照的に、弁護士を利用しないグループにおいては通信、ついで商品の紛争が多いが、これらは弁護士利用者群では少ない。弁護士利用者群と弁護士を利用しないグループの双方でともに同程度の割合の出現率を示すのは事故・犯罪と近隣紛争である。結局、以上の分析から、弁護士利用の多い特有の紛争類型は第1に家族・親類であり、第2には事業関係の紛争ということになる。なお、量的には多いとはいえないものの、不動産絡みの紛争も比較的弁護士利用の多い類型といえそうである。不動産賃貸借は紛争経験者グループおよび相談機関利用者グループの両方との対比において、不動産購入関係は相談機関利用者グループとの対比において弁護士利用が多いようにみえる¹²。

（2）紛争の当事者

つぎに、紛争の当事者という面から弁護士利用者の特性を探ってみよう。紛争の処理のために行動する当事者は必ずしも直接の当事者であるとは限らない。例えば、子の紛争のために親が、あるいは親の紛争のために子が行動

する場合があります。そこで、紛争を直接に経験した当事者を自分自身とそれ以外に分けた場合に弁護士利用者においてなにか特徴がみられるかどうかを探った。その結果は表3-1-2Aが示しているように、何らの特徴も見いだせない。弁護士利用者群、相談機関利用者群、そして紛争経験者群のいずれにおいてもほぼ一定の比率を示している。すなわち、自分自身が当事者である紛争が6～7割で、家族・親族やその他の人が当事者の紛争が3～4割となっている。

表3-1-2A

自分側当事者	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
自分自身	45	63.4	264	60.1	1211	69.6
自分以外	26	36.6	175	39.9	529	30.4
合計	71	100.0	439	100.0	1740	100.0

¹² ここで弁護士利用の多い問題類型に関する先行研究からの知見にふれておこう。時代的にまず、1970年代に東京の区部でおこなわれた先駆的な法律問題に関する調査からは、設定された12の問題分野のうち、借地借家明渡し（貸し手側と借り手側双方）と金銭債権債務（債権者側と債務者側の双方）で弁護士利用率が高いことが見いだされた（Rokumoto 1978：245）。つづいて1980年代半ばに日本弁護士連合会によっておこなわれた市民の法律問題経験に関する全国調査がある。法律問題を15の類型に分けて弁護士の利用頻度が調べられている。それによれば、親戚・同僚・友人・知人等以外の第三者的相談相手に相談した375ケース中弁護士に相談したのは54ケースである（14.4%）。この54ケースの問題類型別の内訳をみると、多い順に、金銭貸借（20.4%）、家族の問題（16.7%）、土地建物貸借（14.8%）、相続問題（11.1%）、事故（9.3%）となっている。家族の問題と相続問題を併せると27.8%で第1順位となり、本調査の家族・親類カテゴリーの頻度と符合する。土地建物貸借の割合も、本調査の頻度のほうが低いが、ある程度まで符合しているといえよう。事故と刑事事件を併せると14.9%となり、本調査の事故・犯罪カテゴリーの頻度と符合すると思われる。他面、日弁連調査における金銭貸借の頻度は本調査の結果とは符合しない。また、日弁連調査には本調査にある事業関係問題と近隣問題に対応するカテゴリーがないのでこの関係が不明である（日弁連 1986：38, 39）。最近のデータでは、前掲「紛争行動調査」において問題類型ごとに紛争ピラミッドが作成されたので、弁護士利用率が高い類型を参照することができる。それによると、家族・親族、土地・住宅、金銭貸借、近隣関係、賃貸借の順となっている。もっとも、ここでの弁護士利用には弁護士事務所だけでなく、自治体の法律相談、弁護士会や法律扶助協会の法律相談も含んでいるので正確な比較にはならない（村山・松村 2006：160-164）。

では、相手方当事者はどういう存在であろうか。相手方をカテゴライズするにあたって、未知か既知かという基準、および個人か組織・団体かという基準を用いて4つのカテゴリーをつくった。そして、既知の個人の中をさらに、家族・親類・友人、近所の人、それ以外の個人の3つに細分化した。表3-1-2Bが以上の相手方当事者カテゴリーにおける分布を示している。弁護士利用者群で大きな割合を占めているのは、組織・団体と家族・親類・友人の2つのカテゴリーで、それぞれ3割前後である。これを相談機関利用者群、および紛争経験者群と比べてみると、とりわけ家族・親類・友人の占める割合の差異が目される。つまり、相談機関利用者群、および紛争経験者群では家族・親類・友人の占める割合はもっとも小さいのである。他方、未知の個人・団体というカテゴリーは相談機関利用者群の約半分、紛争経験者群の3分の1強であり、それぞれの群で最大の割合を占めているが、弁護士利用者群では約15%とそれほど多くはないという点も注目される。はしてこのような差異は誤差の範囲なのか、有意なのか。カイ2乗検定によって確認してみたところ、少なくとも相談機関等利用者群との間では0.1%の水準で有意な差であることが見いだされた¹³。

表3-1-2B

相手側当事者	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
未知の個人・団体	11	15.5	212	50.4	602	36.1
家族・親類・友人	21	29.6	29	6.9	93	5.6
近所の人	6	8.5	46	10.9	183	11.0
上記以外の個人	7	9.9	47	11.2	237	14.2
民間組織・団体	24	33.8	79	18.8	476	28.6
公的機関	2	2.8	8	1.9	75	4.5
合計	71	100.0	421	100.0	1666	100.0

¹³ 相談機関利用者群との関連では、ピアソンのカイ2乗値は54.247、有意確率は0.000である（以下、ことわりのない限りカイ2乗値はすべてピアソンのそれである）。なお、紛争経験者群との間でも、カイ2乗値は有意水準を満たしたが、クロス表の1セルが期待度数5未満であったため、カイ2乗検定の結果を利用することができない。

相手方との関係という観点から、相手方と既知か未知かということと意味的には重なり合うが、相手方とのつきあいの有無の分布をみてみよう。表3-1-2Cによれば、弁護士利用者群は他の群と比べてつきあいのある相手方との紛争が相対的に多いように見える。すなわち、弁護士利用者群ではつきあいのあった相手との紛争が48%あるのにたいし、相談機関利用者群と紛争経験者群ではそれぞれ、2割前後と23%程度にとどまっている。逆に、つきあいのなかった相手方との紛争の割合は弁護士利用者群が38%なのにたいし、弁護士利用者以外の群では6割もしくはそれ以上である。そこで、つきあいの有無に関して群間に違いがあるといえるかどうかを確かめるために、カイ2乗検定による統計的検定をおこなった。しかしながら、強い関連がうかがわれるもののクロス表に期待度数5未満のセルがあるため、統計的有意差の判断はできない¹⁴。

表3-1-2C

相手との つきあい	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
あった	34	47.9	92	21.4	406	23.9
どちらでもない	5	7.0	9	2.1	75	4.4
なかった	27	38.0	287	67.1	1017	59.8
非該当	5	7.0	40	9.3	203	11.9
合計	71	100.0	428	100.0	1701	100.0

(3) 紛争の重大性

紛争の重大性と弁護士利用の有無や程度との関係は注目すべき点であろう。ただ、重大性を何によって測るかという問題がある。ここでは金銭的な額に

¹⁴ 紛争経験者群との間ではカイ2乗値は24.085、有意確率は0.000、相談機関利用者群との間ではカイ2乗値は31.197、有意確率は0.000であるが、いずれにおいても1セルが期待度数5未満であった。

よってみることにする。まず、表3-1-3Aは被害を受けた場合の被害額の分布である。これをみると、弁護士利用者群では300万円以上が32%、100万円以上では52%を占める。それにたいし、相談機関利用者群では100万円以上は10%に届かず、紛争経験者群ではもっと下がって5%に達しない。もっとも、金銭では算定できないというケースも多く、弁護士利用者群で35%、相談機関利用者群で5割弱、紛争経験者で5割を超える。これらが重大性という点でどういう意味を持つかは一概に判断できない。

表3-1-3A

受けた損害額	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
1万～100万円	7	11.9	154	42.4	509	37.0
100～300万円	12	20.3	22	6.1	52	3.8
300万円超	19	32.2	19	5.2	35	2.5
算定不能	21	35.6	168	46.3	780	56.7
合計	59	100.0	363	100.0	1376	100.0

他方で、表3-1-3Bは加害ケースでの加害額の分布を示している。これを見ると、弁護士利用者群では300万円以上が50%、100万円以上では72%を占める。対照的に、相談機関利用者群では100万円以下が79%を占め、紛争経験者群ではさらに大きく87%を占めている。

こうしてみると、被害ケースにおいて金銭の額による重大性評価が困難なものが相当程度あるとはいえ、全体としてみたとき、比較的高額の紛争のケースで弁護士が利用される傾向がうかがわれる。では、はたしてこの傾向が弁護士利用者群と他の群との間の統計的有意差といえるものかどうかである。カイ2乗検定の結果は有意差を示しているが期待度数が十分でないために判断の根拠にはできない¹⁵。ただ、被害額についてのみ、カテゴリーを「100万円未満」、「100万円以上」、「換算できない」の3つに分けて検定すると弁護士利用者群と相談機関等利用者群との間では有意差が確認されるので、一

応の推定が可能であろう¹⁶。

表3-1-3B

与えた損害額	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
1万～100万円	4	28.6	65	79.3	187	87.4
100～300万円	3	21.4	5	6.1	9	4.2
300万円超	7	50.0	3	3.7	8	3.7
算定不能	0	0.0	9	11.0	10	4.7
合計	14	100.0	82	100.0	214	100.0

3-2. 弁護士を使用した当事者の背景特性

ここでは弁護士利用者の属性や社会的背景に特徴がみられるかを探る。取り上げる指標は年齢、学歴、職業、世帯年収、および個人年収である。

まず、年齢分布であるが、表3-2-1に示されているように、弁護士利用者群では20台の若年層の利用者が5.6%と最も少なく、60台以上の最高年齢層が32%と最も多い。これを弁護士利用者以外のグループと比べてみると、相談機関等利用者群では50代が約3割でもっとも多く、紛争経験者群でもやはり50代が約26%でもっとも多い。20台はすべてのグループを通じてもっとも比率の小さいカテゴリーである。結局、他のグループに比して弁護士利用者には高齢者が相対的に多いように見受けられる¹⁷。しかし、カイ2乗検定の結果をみると、5%以下の有意水準には達していないので、統計的

¹⁵ 被害額における弁護士利用者群と紛争経験者群との差に関して、カイ2乗値は181.444で有意確率は0.000、だが期待度数5未満のセルが2つあった。同じく相談機関利用者群との差に関してはカイ2乗値は67.533で有意確率は0.000、だが期待度数5未満のセルが1つあった。加害額における弁護士利用者群と紛争経験者群との差に関して、カイ2乗値は56.231で有意確率は0.000、だが期待度数5未満のセルが3つあった。同じく相談機関利用者群との差に関してはカイ2乗値は33.839で有意確率は0.000、だが期待度数5未満のセルが3つあった。

¹⁶ 有意差の確認は、100～300万円のカテゴリーと300万円超のカテゴリーを1つにまとめることによってクロス表の中の期待度数が5未満になるセルをなくしたことによる。

な有意差は存在しない。

表3-2-1

年 齢	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
20代	4	5.6	31	7.0	186	10.5
30代	16	22.5	79	17.8	322	18.1
40代	10	14.1	100	22.5	398	22.4
50代	18	25.4	135	30.4	474	26.6
60代超	23	32.4	99	22.3	399	22.4
合計	71	100.0	444	100.0	1779	100.0

つぎに学歴をみよう。表3-2-2に学歴別の分布が示されている。小・中学校、高等学校、短大・高専、そして大学・大学院の4区分にカテゴリ化したとき、弁護士利用者群でもっとも多いのは高等学校卒業者で半分を占め、ついで大学・大学院レベルで約4分の1を占める。このような分布パターンは、相談機関利用者群においても紛争経験者群においても同様である。したがって、学歴の見地からは弁護士利用者に特有の傾向はみられない。

表3-2-2

学 歴	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
小・中学校	7	10.0	60	13.8	228	13.1
高等学校	35	50.0	212	48.6	773	44.6
短大・高専	10	14.3	62	14.2	283	16.3
大学・大学院	18	25.7	102	23.4	451	26.0
合計	70	100.0	436	100.0	1735	100.0

¹⁷ ただし、母集団に対する回答者の年齢構成の偏りの影響について留意しておく必要がある。この点については、前掲『法使用行動調査基本集計書』第1部第3章（佐藤岩夫執筆）で分析されており、高齢層の割合が過大なものとなっている傾向が指摘されている（櫻村 2008：23, 24）。

職業はどうであろうか。主要なカテゴリーとして経営者・役員、フルタイムの被雇用者、自営業・自由業、未就業者（退職者・専業主婦・学生など）¹⁸、およびそれ以外の5つに分けてみた。表3-2-3からわかるように、弁護士利用者群でもっとも多いカテゴリーはフルタイムの被雇用者で約3分の1を占める。未就業者も約4分の1と一定の利用度を示している。他面、経営者・役員は約1割を占めるにすぎない。弁護士利用者群以外の他のグループと対比してみると、フルタイムの被雇用者と未就業者のカテゴリーではどのグループにおいても割合はほとんど変わらないといつてよい。経営者・役員、および自営業・自由業のカテゴリーで弁護士利用者群の割合が他のグループよりやや高いようにみえる。これが弁護士利用者の格別の顕著な特徴といえるかどうか。カイ2乗検定の結果をみると、有意確率は5%の水準以下であるのでかなりの程度そういえそうであるが、期待度数5未満のセルがあるために有意差があるとは断言できない¹⁹。

表3-2-3

職 業	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
経営者・役員	8	11.3	22	5.0	86	4.9
常時雇用	23	32.4	152	34.3	588	33.2
自営業・自由業	15	21.1	45	10.2	175	9.9
未就業者	17	23.9	122	27.5	518	29.2
上記以外	8	11.3	102	23.0	404	22.8
合計	71	100.0	443	100.0	1771	100.0

¹⁸ もともと調査票では職業の区分として11カテゴリーが用意された。その中の「専業主婦・主夫」、「学生」、および「現在仕事をしていない」の3カテゴリーを「未就業者」として括った。ちなみに、「上記以外」に入るのは「臨時雇用・パート・アルバイト」、「派遣社員」、そして「家族従業者」の3カテゴリーである。

¹⁹ 紛争経験者群との関係ではカイ2乗値は18.61で有意確率は0.001だが、期待度数5未満のセルが1つあった。相談機関利用者群との関係ではカイ2乗値は14.781で有意確率は0.005だが、期待度数5未満のセルが1つあった。

経済力と弁護士利用との関係の側面として世帯年収をみてみよう。表3-2-4において、世帯年収の多寡を400万円未満、400～700万円、700～1000万円、1000万円超にカテゴライズした場合の分布が示されている。弁護士利用者では400～700万円の中の下層が約3分の1でもっとも多いが、400万円未満の最下層も約4分の1を占めている。もっとも少ないのが上層の1000万円超の17%である。このような分布は相談機関等利用者群においても紛争経験者群においても同様である。結局、世帯収入の面からは弁護士利用は各層まんべんなくかなりの均一性をもっているとともに、それは弁護士利用の特徴でもないということである。

表3-2-4

世帯年収	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
400万円未満	12	25.5	73	27.0	315	28.4
400～700万円	15	31.9	98	36.3	355	32.0
700～1000万円	12	25.5	55	20.4	232	20.9
1000万円超	8	17.0	44	16.3	206	18.6
合計	47	100.0	270	100.0	1108	100.0

経済力の指標を世帯年収ではなく当事者の個人年収でみたらどうだろうか。表3-2-5に示したように、カテゴリー区分を300万円未満、300～600万円、600～800万円、そして800万円を超える層に分けて分布をみると、もっとも多いのが一番下の300万円未満の層で4割近くを占める。他方で600～800万円の層では22%、それ以上の層と合わせると約3割を占める。比較的均等な分布といえそうである。これを相談機関等利用者群、紛争経験者群と対比してみよう。この2グループは似通った分布を示していて、300万円未満の下層が6割台と大きな割合を占める一方、600万円を超える層は15%前後にとどまっている。こうしてみると、弁護士を利用する市民には相対的に個人年収の高い人たちが多いという傾向がうかがわれるが、これは統計的に有意な

差といえるであろうか。カイ 2 乗検定によれば有意確率は 5 % の水準以下であり、有意差が認められる²⁰。

表3-2-5

個人年収	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
300万円未満	21	38.9	213	63.8	889	64.2
300～600万円	16	29.6	72	21.6	287	20.7
600～800万円	12	22.2	31	9.3	109	7.9
800万円超	5	9.3	18	5.4	100	7.2
合計	54	100.0	334	100.0	1385	100.0

3-3. 弁護士利用者の紛争対応行動

紛争に直面した市民は弁護士や第三者的専門機関・専門家に援助を求めるにしても、それ以前に、あるいはそれと併行して種々の対応行動をとると考えられる。そこには具体的に多様なものが含まれるであろうが、ここでは一般的なレベルで 4 種類の行動を取り上げ、実態を把握するとともに特徴を探ることとする。それらは、第 1 に、書籍やインターネットなどを通じた当該紛争の問題に関する情報探索行動、第 2 に、問い合わせや交渉など何らかの形での相手方への働きかけ、第 3 に、もっとも身近な存在である家族や親戚への相談、第 4 に、友人や知人への相談である。

まず、情報探索行動についてみると、表3-3-1からわかるように、弁護士利用者群では約 4 割が書籍やインターネットなどによる何らかの調査活動をおこなっている。それにたいし、相談機関等利用者群におけるこの割合は 15 % ないし 18 % にとどまっており、紛争経験者群ではさらに下がって 10 % 前後である。したがって、弁護士利用者は比較的より多く情報探索行動をおこな

²⁰ 紛争経験者群との関係ではカイ 2 乗値は 16.11 で有意確率は 0.000 である。相談機関利用者群との関係ではカイ 2 乗値は 18.831 で有意確率は 0.001 である。

う傾向があるようにみえる。このことは、カイ2乗検定をおこなうと、弁護士利用者群と相談機関等利用者群との間の、および、弁護士利用者群と紛争経験者群との間の統計的有意差として確認できる²¹。

表3-3-1

書籍・ インターネット	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
調べた	29	41.4	77	17.8	176	10.3
調べなかった	41	58.6	356	82.2	1541	89.7
合計	70	100.0	433	100.0	1717	100.0

相手方への働きかけ行動、つまり、紛争当事者が自ら相手方へ問合わせをしたり、交渉をしたかどうかに関して弁護士利用者に特長は見られるであろうか。表3-3-2からわかるように、弁護士利用者群では73%と高い割合でこうした行動をとっている。多くの場合、弁護士利用者は弁護士に相談するとともに、直接的にも相手方と接触しているということである。これにたいし、相談機関利用者群、および紛争経験者群のいずれでもほぼ同じく4割程度にとどまっている。統計的検定によれば、明らかに弁護士利用者群と他の群との間には有意な差がみられる²²。

表3-3-2

相手方へ 働きかけ	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
した	52	73.2	183	42.9	704	41.4
しなかった	19	26.8	244	57.1	996	58.6
合計	71	100.0	427	100.0	1700	100.0

²¹ 紛争経験者群との関係ではカイ2乗値は61.344（2×2表の修正値）で有意確率は0.000である。相談機関利用者群との関係ではカイ2乗値は18.86（2×2表の修正値）で有意確率は0.000である。

²² 紛争経験者群との関係ではカイ2乗値は26.933（2×2表の修正値）で有意確率は0.000である。相談機関利用者群との関係ではカイ2乗値は21.347（2×2表の修正値）で有意確率は0.000である。

家族・親戚への相談行動のデータは表3-3-3に示されている。家族・親戚への相談行動は弁護士利用者群の約8割という高い割合でみられた。もっとも相談機関等利用者群でも約7割、紛争経験者群でも約6割弱が家族・親戚に相談しており、全体的に高い割合を示している。はたして弁護士利用者群と他の群との間にちがいはあるのであろうか。統計的定をおこなってみると一定の有意差が見いだされた。ただ、群間の差に関して、若干込み入った状況がみられる。すなわち、カイ2乗検定の結果によれば、弁護士利用者群と相談機関等利用者群の間には有意差はないが、弁護士利用者群と紛争経験者群の間には有意差がみられたのである²³。すなわち、弁護士を利用する紛争当事者もそれ以外の第三者的専門機関等に相談する紛争当事者も家族・親戚に相談することが多いという点では変わりなく、紛争当事者一般と比べるとその多さでははっきりとした差異があるということである。

表3-3-3

家族・親戚相談	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
した	58	81.7	319	72.7	989	57.1
しなかった	13	18.3	120	27.3	742	42.9
合計	71	100.0	439	100.0	1731	100.0

表3-3-4は友人や知人への相談行動についてのデータである。これをみると、弁護士利用者群の約6割が紛争に関して友人や知人に相談している。それに対し、相談機関等利用者群で友人や知人に相談しているのは約4割、紛争経験者でのその割合は約3割強と、弁護士利用者群と比べて低くなっている。カイ2乗検定の結果によれば、弁護士利用者群と相談機関等利用者群との差、および弁護士利用者群と紛争経験者群との差はいずれも統計的に有意

²³ 紛争経験者群との関係において、カイ2乗値は15.9（2×2表の修正値）で有意確率は0.000である

である²⁴。弁護士を利用する人はそれを利用しない人よりもより多く友人・知人に相談する傾向があるということである。

表3-3-4

友人・ 知人等相談	弁護士利用者		相談機関等利用者		紛争経験者	
	人数	%	人数	%	人数	%
した	42	59.2	182	41.7	565	32.8
しなかった	29	40.8	254	58.3	1158	67.2
合計	71	100.0	436	100.0	1723	100.0

3-4. 弁護士利用者の特徴について

以上、いくつかの側面において弁護士を利用する人々の特徴を探ってきた。紛争のタイプでは家族・親類関係の紛争が顕著である。この点は国際比較の観点からの関心を引く。これまでアメリカや英国でおこなわれた類似の調査研究でも種々の紛争領域の中で離婚関係の紛争で弁護士利用がもっとも多いという同様の知見が得られている²⁵。そこには何らかの共通の理由があるようにも思えるが、我々の調査における家族・親類という紛争カテゴリーには離婚問題の他、相続や介護の問題も含んでいるので厳密な比較はできない。実際、家族・親類関係の紛争の内実をより細かくみると、相続関係の問題がもっとも多いので²⁶、国際比較にはより慎重で掘り下げた分析が必要であろう²⁷。

²⁴ 紛争経験者群との関係ではカイ2乗値は20.009（2×2表の修正値）で有意確率は0.000である。相談機関利用者群との関係ではカイ2乗値は6.817（2×2表の修正値）で有意確率は0.009である。

²⁵ 米国については、Miller & Sarat (1980-81: 534)、英国については、Genn (1999: 89)、及び Genn & Paterson (2001: 109) を参照。

²⁶ 弁護士を利用した全71ケースの中で家族・親類関係の紛争ケースは17ケースあるが、さらにその内訳をみると9ケースが遺言・相続問題で占められている。

²⁷ 家族関係紛争を含む主要な紛争類型ごとにその処理過程を、日本と米国、日本と英国について丹念に比較を試みたものとして、村山 (2008) がある。

弁護士利用者の相手方当事者には家族・親戚・友人の割合が高かったし、当事者間関係が大なり小なりつきあいのある間柄である割合も高かった。おそらくこれは弁護士利用者の紛争タイプに家族・親類関係のものが多くということと関連している可能性がある。

紛争にかかわる金銭的な額の面から弁護士利用者の紛争をみると、被害側からみても加害側からみても相対的に金額の大きいものが多くことがわかった。これは常識にかなう結果である。

以上の点に関連づけてみると事件特性の面からみたとき、わが国で一般市民による弁護士利用の大きな部分を占めているのは家族関係の問題で、しかも人間関係よりも遺産相続などの財産関係に重心のある問題ではないかという推論がなされうる。

弁護士を利用する当事者の属性や社会的背景に関しては、職業と個人年収において一定の特徴が観察された。職業では経営者・役員と自営業・自由業において、また個人年収の高い層で相対的には弁護士利用者が多くことがわかった。このことはある程度まで弁護士利用の社会成層論的な把握を裏づけるものように思われる。ただ、収入を個人年収と世帯年収を区別したとき、両者は一般的に相関があるものの、世帯年収が多いからといって弁護士利用の多さにはつながらないという点には留意する必要がある。弁護士利用を規定するのはあくまで当事者個人の収入レベルということであろうか。

紛争への対応行動の面では、一般的にいて、弁護士利用者は他の人々より積極的な行動をとっているということがわかる。すなわち、友人・知人等により多く相談し、書籍やインターネットなどをより多く使っている。この背後には問題の性質あるいは重大性についての弁護士利用を促す特有の認知があるのかもしれない。また、弁護士へのアクセスの契機と連関している可能性も考えられる。より立ち入った考察の余地が残されている。

4 弁護士への相談行動のパターン

つづいてここからは、前述の弁護士利用者の特徴析出の際に取り上げた要因群に即して、弁護士利用行動の時間軸に沿ったパターンの析出を試みる。弁護士利用者は紛争に直面した後、それに対処するために、専門機関・専門家への相談行動を含めた何らかの対応行動をとっていくプロセスにおいて、弁護士利用に関して、すべての当事者が、直ちに、弁護士の所にだけ行くとはかぎらない。直ちに弁護士に相談する人もいれば、最後の相談先として弁護士を訪れる人もいるであろう。そこで、弁護士がその利用者にとって最初の相談機関であったか、2番目のそれであったか、それとも最後のそれであったかを区別して、紛争処理行動のプロセスの中での弁護士利用のパターンを探ることにしたい。以下ではこれをアクセス・パターンと呼ぶ。これまでの静態的観察と記述から動態的観察と記述に進むことで利用のあり方をより掘り下げて吟味できるであろう。

4-1. 紛争の特性とアクセス・パターン

(1) 紛争のタイプ

すでにみたように、弁護士利用者の紛争のタイプの出現頻度では、家族・親類の問題が筆頭で約24%を占め、次いで、事故・犯罪、近隣、および事業関連の問題が10%を超え、これらが量的にみたときの主要なタイプとなっていた。商品・サービス、金銭問題、通信関係、それに病院関係は少なく、中間に不動産購入等、不動産賃貸借、および職場関係の紛争が位置している。

表4-1-1からは紛争のタイプの量的な把握の他、弁護士へのアクセスの時間的な広がりをも見てとることもできる。ケース数の量的な観点と弁護士アクセスの時間的な広がりとの観点を組み合わせてみると、各紛争タイプは3つのパターンに分けられる。第1に、量と広がり両方ともに大きいものに、家族・親類、事故・犯罪、近隣問題、および職場問題の4つのタイプを挙げること

表4-1-1

紛争のタイプ	回答者合計		最 初		2 番目		最 後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
商品・サービス	3	4.2	1	2.8	1	4.2	1	10.0
金銭	3	4.2	1	2.8	2	8.3	0	0.0
不動産購入等	4	5.6	4	11.1	0	0.0	0	0.0
不動産賃貸借	6	8.5	3	8.3	3	12.5	0	0.0
通信	3	4.2	1	2.8	2	8.3	0	0.0
職場	5	7.0	2	5.6	2	8.3	1	10.0
病院	2	2.8	1	2.8	1	4.2	0	0.0
近隣	8	11.3	1	2.8	4	16.7	3	30.0
家族・親類	17	23.9	12	33.3	3	12.5	2	20.0
事故・犯罪	9	12.7	4	11.1	2	8.3	2	20.0
事業	8	11.3	5	13.9	3	12.5	0	0.0
その他	3	4.2	1	2.8	1	4.2	1	10.0
合計	71	100.0	36	100.0	24	100.0	10	100.0

※回答者合計中1ケースは、最初、2番目、最後のいずれでもない。(以下、同様)

ができる。第2に、量はわずかだが広がりには顕著なものに商品・サービス問題が挙げられる。第3に、量的には顕著だが広がりには比較的小さい一弁護士へのアクセスは2番目の相談先までにとどまる一ものに事業、不動産賃貸借、および不動産購入等の3タイプからなるグループがある。

では、これらの紛争のタイプに関するアクセス・パターンを探ってみよう。表4-1-1からある程度はつきりと特徴がみてとれるのは、不動産購入等に関する紛争、家族・親類関係の紛争、それに近隣関係紛争である。不動産購入等と家族・親類問題は早期の弁護士アクセスが顕著であり、とりわけ不動産購入等の場合、弁護士利用は最初の相談先のみとなっている²⁸。これに対し

²⁸ 1980年代の先行研究である日弁連の全国調査においても弁護士が最初の相談相手となった場合の問題類型に関するデータがある。それによれば、大きな割合を占める類型は、金銭貸借(22.5%)、家族の問題(15.0%)、相続問題(15.0%)、土地建物貸借(15.0%)などである(日弁連1986:41)。家族の問題と相続問題を一つに併せると30%となり、最大カテゴリーとなる。この状況は弁護士が最初の相談相手であるかどうかに関らない。これは弁護士が最初の相談相手になったケースが40ケースで、弁護士相談の全54ケースの約4分の3という大きな割合を占めていることによるであろう。

て、近隣関係紛争では弁護士は最初よりも2番目ないしそれ以後の相談先となる割合が大きく、紛争プロセスの後の段階でのアクセスが注目される。家族・親類と近隣関係は、ともに弁護士へのアクセスの時間的な広がりが多い紛争グループに属しているがアクセス・パターンは対照的なあり方をみせている。

（2）紛争の当事者関係

つぎに、紛争の特性の一つとしての当事者関係についてみてみよう。弁護士利用者における相手方当事者のカテゴリーの中では、企業などの民間組織・団体が約3分の1ともっとも多く、ついで個人のカテゴリーのうちの家族・親類・友人が約28%とかなり大きな割合を占めている。また、未知の個人・団体も約15%と一定割合を占めている。対照的に公的機関は微々たるものである。

さてそこで、相手方当事者によるアクセス・パターンの違いがあるかどうかをみてみよう。表4-1-2Aによれば、最大の割合を占める民間組織・団体の場合は、1回目ないし2番目の相談先として弁護士にアクセスする割合が大きい。同様に家族・親類・友人が相手方の場合も1回目ないし2番目の相談先である傾向がみられる。これらと対照的なのが、未知の個人・団体が相手方の場合と近所の人が相手方の場合である。これらの場合、弁護士は最後の相談先としてアクセスされる割合が相対的に大きい。このようなパターンの差異に関しては、紛争のタイプとの関連性が想定されるので、別途、検討を要する点である。

相手方との物理的距離が近くても、関係性が強いとは限らない。それゆえ相手方との既往関係は紛争特性の独自の要素になる。弁護士利用者においては、紛争の相手方とつきあいがあったという割合が約48%、なかったという割合が38%と、つきあいのあるケースが若干上回っている。そこでさらに、

表4-1-2A

相手側当事者	回答者合計		最 初		2 番目		最 後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
未知の個人・団体	11	15.5	4	11.1	3	12.5	3	30.0
家族・親類・友人	21	29.6	13	36.1	6	25.0	2	20.0
近所の人	6	8.5	2	5.6	1	4.2	3	30.0
上記以外の個人	7	9.9	3	8.3	4	16.7	0	0.0
民間組織・団体	24	33.8	12	33.3	10	41.7	2	20.0
公的機関	2	33.3	2	5.6	0	0.0	0	0.0
合計	71	100.0	36	100.0	24	100.0	10	100.0

つきあいの有無による弁護士へのアクセス・パターンを探ってみると、かなり対照的なパターンがみられる。表4-1-2Bからわかるように、相手とつきあいがあったケースでは弁護士を最初の相談先として選ぶ割合がもっとも大きく、2番目以降の相談先として選ぶ割合はだんだんと下がっていく。それに対して、相手とつきあいが無いケースでは最後の相談先として弁護士を選ぶ割合がもっとも大きく、それ以前に弁護士を選ぶ割合は遡るほど小さくなっている。

表4-1-2B

相手方との つきあい	回答者合計		最 初		2 番目		最 後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
あった	34	47.9	20	55.6	11	45.8	3	30.0
どちらでもない	5	7.0	1	2.8	3	12.5	1	10.0
なかった	27	38.0	10	27.8	10	41.7	6	60.0
非該当	5	7.0	5	13.9	0	0.0	0	0.0
合計	71	100.0	36	100.0	24	100.0	10	100.0

(3) 紛争の係争金額

弁護士利用者が経験した紛争の特性を金銭上の価額の観点からみると、まず、「お金には換算できない」というケースの割合が、被害側ケースにあっ

て約35%とかなりの割合を占めていることに留意する必要がある。その上で被害額および加害額の分布をみると、いずれにおいても300万円以上の高額ケースの割合が、被害ケースで32%、加害ケースで50%ともっとも大きくなっている。結局、弁護士利用のケースは係争金額が相対的に高額のケースだということである。

表4-1-3A

与えた損害額	回答者合計		最 初		2 番 目		最 後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1万～100万円	4	28.4	3	42.9	1	14.3	0	0.0
100～300万円	3	21.4	1	14.3	2	28.6	0	0.0
300万円超	7	50.0	3	42.9	4	57.2	0	0.0
算定不能	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	14	100.0	7	100.0	7	100.0	0	0.0

そこで、紛争ケースの係争金額によってアクセス・パターンに特徴がみられるかである。表4-1-3Aに示されているように加害額の場合には回答ケース数が少なくてははっきりしたことはいえないが、表4-1-3Bにより被害額についてみると特徴的な点を指摘できる。それは、大きな割合を占めている300万円超の高額カテゴリーでは弁護士は最初の相談先としてアクセスされる傾向があるということである。対照的に、「金銭には換算できない」というカテゴリーでは弁護士は最後の相談先としてアクセスされる傾向がみられる。

表4-1-3B

受けた損害額	回答者合計		最 初		2 番 目		最 後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1万～100万円	7	11.9	3	10.7	3	15.0	1	10.0
100～300万円	12	20.3	5	17.9	5	25.0	1	10.0
300万円超	19	32.2	13	46.4	5	25.0	1	10.0
算定不能	21	35.6	7	25.0	7	35.0	7	70.0
合計	59	100.0	28	100.0	20	100.0	10	100.0

4-2. 弁護士利用者の背景特性とアクセス・パターン

すでにみたように、弁護士利用者においては年齢では20代がかなり少ない反面、60代以上が約3分の1を占めていて高齢の人が相対的に多い²⁹。時間的なアクセス・パターンに関して年代別の特徴を探ってみたが、弁護士への相談の時間的な段階に年代間の差に特段の傾向は見いだせない。

弁護士利用者の学歴別割合では高校卒が約半分で、大学・大学院卒が約4分の1を占めていた。表4-2-1によって学歴カテゴリーからアクセス・パターンを探ってみると、あまり明瞭とはいえないが、高校卒と大学・大学院卒との間で弁護士へのアクセス時機にやや対照的な差異があるように見える。つまり、弁護士を2番目の相談先として選ぶ割合が前者では小さく、いわば谷になるのにたいし、後者では大きく、言い替えば山になっている。しかし、これが有意な違いといえるかは判然としない。

表4-2-1

学 歴	回答者合計		最 初		2 番 目		最 後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
小・中学校	7	10.0	2	5.7	4	16.7	1	10.0
高等学校	35	50.0	21	60.0	8	33.3	6	60.0
短大・高専	10	14.3	5	14.3	4	16.7	1	10.0
大学・大学院	18	25.7	7	20.0	8	33.3	2	20.0
合計	70	100.0	35	100.0	24	100.0	10	100.0

弁護士利用者の職業を経営者・役員、常時雇用、自営業・自由業、未就業者³⁰、およびそれ以外のカテゴリーに分けたとき、この中では常時雇用が約3割でもっとも多く、経営者・役員がもっとも少ない。注目されるのは未就業者が4分の1と相当の割合を占めていることである。では、職業からみた

²⁹ 本調査における回答者の年齢構成の母集団からの偏りの分析については、前出注17を参照。

³⁰ 未就業者というカテゴリーの内容については、前出注18を参照。

アクセス・パターンはどうであろうか。表4-2-2によればアクセスの時期に一定の偏りがみられるのは、とくに未就業者である。ここでは、最後の相談先として弁護士にアクセスする割合が大きい。他方、経営者・役員においては弁護士は最後の相談先としてはまったく使われず、2番目の相談先として弁護士を利用する割合が大きい。それ以外では時期的にほぼ均一なアクセスとってよく、特徴はみられない。

表4-2-2

職 業	回答者合計		最 初		2 番 目		最 後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
経営者・役員	8	11.3	3	8.3	5	20.8	0	0.0
常時雇用	23	32.4	13	36.1	7	29.2	3	30.0
自営業・自由業	15	21.1	7	19.4	5	20.8	2	20.0
未就業者	17	23.9	9	25.0	4	16.7	4	40.0
上記以外	8	11.3	4	11.1	3	12.5	1	10.0
合計	71	100.0	36	100.0	24	100.0	10	100.0

弁護士利用者の所得水準の測定には、世帯年収と個人年収の2つの指標が用いられた。まず、世帯年収では400～700万円の中の下層が約3割でもっとも多いが、それ以外の層も18%から25%と比較的まんべんなく分布している。こうした世帯年収の分布からアクセス・パターンをみると、表4-2-3からわかるように、400万円未満の最下層と1000万円超の最上層では弁護士を最初の相談先とする割合が大きく、他方、中の下層および上層では弁護士が最後の相談先となる割合が大きいという対照をみせている。

弁護士利用者の個人年収では300万円未満の最下層が約4割ともっとも多く、所得水準が上昇するにつれて順次割合が減ってゆき、800万円超の最上層では1割弱となっている。では、個人年収からみたアクセス・パターンはどうであろうか。表4-2-4によれば、最下層の人たちは弁護士へのアクセスの時期にほとんど差がみられない。300～600万円の中の下層は比較的早い段

階でアクセスしている。それに対して、600～800万円の中の上層は後の段階でアクセスする割合が大きく、対照的である。最上層はケース数が少なくはっきりしたことはいえないが、どちらかといえば早い段階でのアクセスといえそうである。

こうして所得水準に照らしてみると、中の上層では世帯年収と個人年収で一貫性がみられるが、中の下層では一貫せず、逆のパターンがみられる。

表4-2-3

世帯年収	回答者合計		最 初		2 番目		最 後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
400万円未満	12	25.5	8	36.4	4	22.2	0	0.0
400～700万円	15	31.9	4	18.2	7	38.9	4	57.1
700～1000万円	12	25.5	4	18.2	5	27.8	3	42.9
1000万円超	8	17.0	6	27.3	2	11.1	0	0.0
合計	47	100.0	22	100.0	18	100.0	7	100.0

表4-2-4

個人年収	回答者合計		最 初		2 番目		最 後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
300万円未満	21	38.9	10	40.0	8	38.1	3	37.5
300～600万円	16	29.6	9	36.0	6	28.6	1	12.5
600～800万円	12	22.2	4	16.0	4	19.0	4	50.0
800万円超	5	9.3	2	8.0	3	14.3	0	0.0
合計	54	100.0	25	100.0	21	100.0	8	100.0

4-3. 紛争への対応行動

弁護士利用者が紛争に対処するために、弁護士への相談行動以外にどのような行動をとっているかをみるために、本調査では4種類の行動を取り上げている。第1は、書籍やインターネットなどによる問題解決のための情報探索行動、第2は、紛争の相手に対する連絡や交渉などの働きかけ行動、第3

は、家族・親類への相談、そして最後に、友人・知人への相談である。

まず、情報探索行動についてみると、弁護士利用者の中で自分で書籍やインターネットを使って調べたという割合は約4割であり、しなかった割合は約6割である。表4-3-1Aに示すように、これを弁護士へのアクセスの時間的広がりの中に置いてみると、最初の相談先としての弁護士にアクセスした人のうちで自分で調べた人の割合は約3割に下がる一方、最後にアクセスした人のうちで自分で調べた人の割合は7割に上がる。これと対照的に、自分で調べなかった人の割合が最初にアクセスした中では約7割なのに対して最後のアクセスの中では3割に落ちている。結局、自分で調べた人ほど相対的に遅く弁護士にアクセスするという傾向がうかがわれる。

表4-3-1A

書籍・ インターネット	回答者合計		最 初		2 番目		最 後	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
自分で調べた	29	41.4	11	31.4	10	41.7	7	70.0
調べなかった	41	58.6	24	68.6	14	58.3	3	30.0
合計	70	100.0	35	100.0	24	100.0	10	100.0

つぎに、相手に対する連絡や交渉など相手への何らかの働きかけであるが、これは弁護士利用者の4分の3近くがおこなっている。そこで、この割合の時間的な変化にパターンがみられるかどうかであるが、働きかけをした人が7割前後、しなかった人が3割前後という比率は弁護士へのアクセス時期にかかわらず、ほぼ一定のようであり、はっきりとした特徴は見いだせない³¹。

助言探索行動に関しては、弁護士利用者は平均的に約8割という高い割合で家族・親戚に相談している。そして、この割合は、最初の相談先として弁

³¹ この点をより詳しくみると、弁護士を2番目の相談先とした中で相手方に働きかけをした人の割合が83%、しなかった割合が17%と平均的な値からやや上下にずれている。だが、これが有意なズレであるかどうかは判然としない。

護士を選んだ場合よりも、2番目の相談先として選んだ場合のほうが高く、さらに、2番目の相談先として選んだ人よりも最後の相談先として選んだ場合のほうが高くなっている。一方、友人・知人等へ相談した人は平均的には約6割で、家族・親戚への相談割合よりは一定程度低くなっている。この割合の時間的変動をみると、やや特異なあり方を示している。すなわち、最初の相談先として弁護士を選んだ場合、および最後の相談先として弁護士を選んだ場合、それぞれ67%、および80%と高い割合で友人・知人等に相談しているのに対し、2番目の相談先として弁護士を選んだ場合の相談割合は約37%とかなり低くなっているという点である。ただ、家族・親戚への相談割合でも、友人・知人への相談割合でも、最後の相談先として弁護士を利用した場合においてもっとも高くなっているのは共通である。

表4-3-1B

助言探索行動	最初(36人)	2番目(24人)	最後(10人)	回答者合計
	% (人数)	% (人数)	% (人数)	
家族・親戚へ相談	72.2 (26)	87.5 (21)	100.0 (10)	58
知人等へ相談	66.7 (24)	37.5 (9)	80.0 (8)	42

4-4. 弁護士との関係

弁護士利用者とその弁護士との関係の如何が時間的にみた弁護士へのアクセスと関連しているであろうか。仮説的に想定されることは、利用者と弁護士が知己の関係であれば、アクセスが容易であり、時間的にも早く相談するということである。他面で、弁護士へのツテが乏しければ乏しいほどアクセスは困難であり、時間的には遅く相談することになるであろう。はたして、現実はどうであろうか。

この点を調べるために弁護士へのアクセス・ルートデータのデータを使用した。本調査ではアクセス・ルートとして4つのカテゴリーを用いている。すなわ

表4-4

弁護士との関係	最初(36人)		2番目(24人)		最後(10人)		回答者合計
	% (人数)	% (人数)	% (人数)	% (人数)			
元から知っていた	41.7 (15)	33.3 (8)	20.0 (2)			25	
広告・看板	11.1 (4)	4.2 (1)	0.0 (0)			5	
知人等の紹介	36.1 (13)	25.0 (6)	40.0 (4)			23	
機関・団体等の紹介	2.8 (1)	25.0 (6)	20.0 (2)			9	

ち、「元から知っていた」、「広告・看板を通じて」、「家族や知人等の紹介」、および「別の機関・団体等の紹介」の4つであり、弁護士との関係の遠近を測るためにも利用することができよう。このうち「元から知っていた」というカテゴリーはもっとも近い関係を意味している。表4-4に示すように、この割合は最初のアクセスにおける約4割が最高で、2番目のアクセス、最後のアクセスと移るにつれて漸減していく³²。「家族や知人等の紹介」は弁護士との間接的なつながりを意味する。この割合をみると、どの時点のアクセスにおいても、利用者はほぼまんべんなく分布しているといえる。他方、関係性が遠い「別の機関・団体等の紹介」の割合は、最初ではなく2番目のアクセスないし最後のアクセスにおいて相対的に大きくなっていて、「元から知っていた」とはやや対照的なあり方をみせている。

このようなアクセス・パターンは、暫定的ではあるが上記の仮説的な想定に合致した傾向を示しているように思われる。

4-5. 弁護士への期待

弁護士利用者はなにゆえ弁護士に相談したのか。ここで考えられる要因の

³² 参考までに、弁護士を相談先とした人々の弁護士との関係に関する日弁連による全国調査のデータに言及しておこう。弁護士を相談相手として選択した回答者52人中、「もともと知り合いだった」のは13人(25.0%)であった(日弁連 1986:51)。本調査の結果と対比してみると、弁護士を最初の相談先とした人々の中での割合とはかなり大きく離れており、2番目の相談先ないし最後の相談先とした人々の中での割合により近い。

一つが弁護士への期待である。そこで、法の専門家としての弁護士に特有の期待が何らかのアクセス・パターンをもたらすかどうかを探ってみよう。本調査では弁護士を含む種々の第三者的相談機関への期待を測定するために7項目の具体的な期待を用意したが、その中で明らかに弁護士への特有の期待として想定しうるのは、「相手方との間に入って交渉してくれること」、「法律的な助言を与えてくれること」、そして「訴訟や調停で代理してくれること」の3つである。これらを用いたとき、はたして期待によるアクセス・パターンはどのようなであろうか。

表4-5からまずわかるのは、裁判所での代理の期待は、最初、2番目、そして最後のどの段階でのアクセスにおいても、ほぼ一定で、その水準は5割弱だということである。法律的助言への期待も、最初のアクセスの場合の83%から2番目のアクセスの場合の67%までの幅があるが、裁判所代理への期待と同様に時間的な広がり是一定とみてよいであろう。交渉代理への期待は、2番目のアクセスの場合に特異に割合が低くなっていて、時間的広がりの中で不均等な分布を見せているが、その意味は判然としない。結局のところ、ここではアクセス・パターンとして特徴的なことは指摘できない。

表4-5

弁護士への期待	最初(36人)		2番目(24人)		最後(10人)		回答者合計
	%	(人数)	%	(人数)	%	(人数)	
交渉代理	58.3	(21)	20.8	(5)	40.0	(4)	30
法律的助言	83.3	(30)	66.7	(16)	70.0	(7)	53
裁判所代理	44.4	(16)	41.7	(10)	50.0	(5)	31

4-6. 弁護士利用者のアクセス・パターンについての要約

これまで個々の要因に即して紛争当事者が弁護士を利用する場合のアクセス・パターンを探ってきた。まとめとして、早いアクセス、すなわち最初の

アクセス、と遅いアクセス、すなわち最後のアクセス、を際立たせている要因を摘示することで見いだされた結果を要約しておきたい³³。

まず、紛争の特性の側面においては紛争のタイプ、紛争の相手方当事者、および相手方との既往関係の3要因を取り上げることができる。紛争のタイプが家族・親類および不動産購入関係である場合には早いアクセスが見られ、近隣関係紛争の場合には遅いアクセスが見られる。紛争の相手方当事者が家族・親類・友人の場合に早いアクセスが、逆に、未知の個人・団体または近所の人の場合には遅いアクセスがもたらされる。相手方との既往関係ではつきあいがある場合に早く、ない場合に遅いアクセスが見いだされた。そして、紛争の重大性という見地からは、係争金額が高いとアクセスは早く、対象は金銭に換算できないと認識されている紛争はアクセスが遅くなる。

つぎに、当事者の属性もしくは社会的背景という側面においては、アクセス・パターンに関する要因として職業と所得水準が挙げられる。職業では、早いアクセスと結びつくものはみられなかったが、主婦・主夫、学生、退職者など仕事に就いていないカテゴリーが遅いアクセスとなる傾向がみられた。所得水準では、世帯年収が上層と下層の両極にある当事者のアクセスが早く、世帯年収中層のアクセスが遅いという特徴がみられた。しかし、個人年収ではこのような傾向はみられず、ただ、個人年収が中の上層の当事者と遅いアクセスが結びつくという点だけを指摘できる。

当事者による紛争への対応行動の面では、書籍やインターネットなどにより問題解決のための情報を自ら調べるという行動をとったかどうかアクセス・パターンに関連している。すなわち、調べなかった人には早いアクセス

³³ 最初と最後のアクセスだけでなく、2番目のアクセスにもそれぞれ特有の意味があることが考えられるから、そこに特徴的な要因にも目を向ける必要があるだろうが、紙幅の都合上割愛する。とりあえず、一見して明瞭に2番目のアクセスを際立たせている要因を摘示すれば、個人年収が上層であること、助言探索行動で友人や知人等に相談しないこと、弁護士との関係で機関・団体・専門家等からの紹介によるものであること、弁護士への期待では交渉代理への期待がないこと、が挙げられる。

が、調べた人には遅いアクセスがみられた。アクセス・パターンに関連する最後の要因は弁護士を利用した当事者と当該弁護士の関係である。その弁護士を「元から知っていた」とする直接的な関係がある人には早いアクセスがみられ、「家族・同僚・知人等の紹介」を通じてその弁護士を利用したという間接的な関係にある人には遅いアクセスがみられた。

5 むすびに代えて～アクセス・パターンの要因連関

以上において、一つひとつの要因ごとに並列的にアクセス・パターンを取り出したわけであるが、最後にこれらの要因間の連関関係について若干の検討を加えたい。検討の手法としてできれば多変量解析を用いるべきところであるが、ケース数の少なさの故に不可能であった。したがって、手探りで2要因ずつの検討をおこなった。この作業はかなり膨大なため、作業のプロセスを逐一ここで示すことはできない。よって、ここでは結果の概略を述べるに留めざるをえない。

さしあたり、紛争のタイプを中心に置いて要因連関をみてみたい。家族・親類問題は量的に顕著であるとともに、早期のアクセスを特徴づけるタイプであった。この家族・親類問題は相手方当事者が家族・親類であり、相手方とつきあいがあるという限度で早期のアクセスをもたらす要因間の一貫性があるが、係争金額は必ずしも高額というわけではなく、自分自身で書籍やインターネットなどを用いた情報探索行動をしていないわけではないという点で早期アクセス要因間の一貫性を欠いている。他方、近隣問題は遅いアクセスを特徴づけるタイプであった。この近隣問題は相手方当事者が近所の人であり、係争金額が算定困難であるという限度で遅いアクセスをもたらす要因間の一貫性があるが、相手方当事者とつきあいが無いというわけではなく、自分自身で書籍やインターネットなどを用いた情報探索行動をしているわけ

ではないという点で遅いアクセスの要因間での一貫性を欠いている。

職業という要因では未就業者が遅いアクセスを特徴づけていた。また、所得水準では世帯年収の上層と下層が早いアクセスを、世帯年収の中層が遅いアクセスを特徴づけていた。しかし、未就業者が世帯年収の中層に集中しているわけではなく、むしろランダムな分布となっている。個人年収では中の上層が遅いアクセスを特徴づけていたが、未就業者はより下方の収入レベルに位置している。このように、アクセスに関して職業と所得水準の間に一貫性があるとはいいがたい。

最後に利用者と弁護士との関係に焦点を据えよう。ここではその弁護士を「元から知っていた」という関係が早期のアクセスを特徴づけていた。では、この関係と他の要因との連関はどうなっているであろうか。職業との関連性では特定の職業カテゴリーとの結びつきは見いだせなかった。また、所得水準との関連性では、世帯年収レベルでも個人年収レベルでも早期アクセスという特徴において一貫する関係は見いだせなかった。とくに、高い所得水準の人が「元から知っていた」という関係にあるわけではないということが明らかである。こうしてみると、少なくとも職業と所得水準でみるかぎり、個人の紛争案件の領域において弁護士利用に対する社会的成層の影響はわが国においてはみられないように思われる³⁴。

以上、断片的ながら弁護士アクセスの諸要因の連関関係を検討した結果を述べた。結局のところ見いだされたものは何かと言えば、諸要因の弁護士アクセスに対する関係の著しいランダム性といえよう。これは一体どういうこ

³⁴ 日本における弁護士利用の社会成層論的把握の一般的な必要性については、宮澤（1994：293-294）を参照。アメリカではクライアントの社会階層と弁護士自体の階層との結びつきが実証的に明らかにされており（たとえば、Heinz & Laumann 1982, Heinz, Nelson, Sandefur & Laumann 2005）、また、弁護士利用の社会成層論的視角からの理論化もおこなわれている（たとえば、Galanter 1975）。本調査の結果は、限定的な範囲でアメリカとは異なる現実の一端を垣間見せているように思われるが、なお綿密な検討を要する。

とを意味しているのだろうか。いささか大胆に一般化して言えば、現代日本における市民の弁護士利用を左右している要因はほとんど状況的なものであり、何らかの規則性をもたらすような構造的要因は存在しないか、微弱でしかないということである。言い替えれば、データ分析の結果は、市場メカニズムによっても、公的なしくみによっても弁護士へのアクセスが構造化されていないということを示唆している。すでに報告がなされているように、個々の市民は、困った問題に直面した時に利用しうる、そして社会的には典型的なパターンとして把握しうるような「相談者ネットワーク」と呼ぶようなものを持っているのかもしれない³⁵。しかし、そうだとしても現在の日本社会において、その中に弁護士は配置されていないということであろう³⁶。これが本稿の暫定的結論である。

参考文献

- Galanter, M. (1974), Why the "Haves" Come Out Ahead: Speculations on the Limits of Legal Change, 9 Law & Society Review 95
- Genn, H. (1999), Paths to Justice, Oxford: Hart Publishing
- Genn, H. & A. Paterson (2001), Paths to Justice Scotland, Oxford: Hart Publishing
- Heinz, J. P. & E. O. Laumann (1982), Chicago Lawyers: The Social Structure of the Bar, New York: Russell Sage
- Heinz, J. P., R. L. Nelson, R. L. Sandefur & E. O. Laumann (2005), Urban Lawyers: The New Social Structure of the Bar, Chicago: University of Chicago Press
- 櫻村志郎 (2005) 「司法過疎とその対策」法社会学63号161-185頁
- 櫻村志郎編 (2008) 『法使用行動調査基本集計書』(特定領域研究「法化社会にお

³⁵ 「相談者ネットワーク」については櫻村 (2005: 179-183) に論じられている。

³⁶ もっともこれは集合的なレベルでそうだということであり、よりミクロなレベルで弁護士が配置された「相談者ネットワーク」が存在しないといっているわけではない。弁護士過疎地域を対象として弁護士が組み込まれた「相談者ネットワーク」の形成の動態を報告するものとして、前掲櫻村 (2005) の他、佐藤 (2008) がある。

- ける紛争処理と民事司法」法使用行動調査グループ）
 宮澤節生（1994）『法過程のリアリティ』信山社
 村山真維（2008）「問題経験と問題処理行動の国際比較－日米英のデータから」小
 島武司古希祝賀『民事司法の法理と政策・下巻』（商事法務）1120-1149頁
 村山真維・松村良之編（2006）『紛争行動調査基本集計書』有斐閣学術センター
 Miller R. & A. Sarat (1980-81), Grievances Claims, and Disputes: Assessing the
 Adversary Culture, 15 Law & Society Review 525
 日本弁護士連合会編（1986）『市民と法律問題』第一法規
 六本佳平（2004）『日本の法と社会』有斐閣
 Rokumoto, K. (1978), Legal Problems and the Use of Law in Tokio and London :
 A Preliminary Study in International Comparison, 7 Zeitschrift fur Soziologie
 228
 佐藤岩夫（2008）「地域の法律問題と相談者ネットワーク－岩手県釜石市の調査結
 果から」社会科学研究59巻3・4号109-145頁

付録1：紛争カテゴリー一覧

(1)	商品・サービス	(8)	学校
(2)	金銭	(9)	近隣
(3)	不動産購入等	(10)	家族・親類
(4)	不動産賃貸借	(11)	事故・犯罪
(5)	通信	(12)	行政
(6)	職場	(13)	事業
(7)	病院	(14)	その他

付録 2：専門家・専門機関のカテゴリー一覧

(1)	自治体の法律相談	(14)	NPO・NGO・ボランティア団体
(2)	自治体の担当部署	(15)	弁護士会・法律扶助協会法律相談
(3)	労基署・税務署・保健所など	(16)	弁護士・弁護士事務所
(4)	警察	(17)	司法書士
(5)	民生委員・人権擁護委員・保護司	(18)	行政書士・税理士・社会保険労務士
(6)	消費生活センター	(19)	各種の仲裁機関
(7)	関連する業界団体や業者	(20)	裁判所での相談
(8)	保険会社	(21)	その他の司法機関
(9)	政党・政治家	(22)	学校
(10)	労働組合	(23)	住民組織
(11)	農業委員会・農協	(24)	医師・病院
(12)	社会福祉協議会	(25)	介護専門家
(13)	宗教団体	(26)	その他の相談機関や専門家